○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年６月議決分）

平成 25 年７月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
盛　岡　市	【議決年月日】平成 25 年６月 28 日 【提　出　先】内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長 **【件　　　名】義務教育費国庫負担制度拡充，少人数学級の推進など定数改善を求める意見書** 平成 23 年度に義務教育標準法が改正されて、小学校１学年の基礎定数化が図られました。これは、30 年ぶりの学級編制標準の引き下げであり、少人数学級の推進に向け、ようやくスタートを切ることができました。改正された義務教育標準法の附則には、小学校２年生から中学校３年生までの学級編制基準を順次改定することについて検討を行い、法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講ずる際の必要な実行が重要ですが、将来的にはさらに引き下げる必要があります。 日本は、ＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多く、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約６割が「小中学校の望ましい学級規模」として、26 人～30 人を挙げています。このように、保護者も 30 人以下学級を望んでいることは明らかです。小中とも新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しました。このような状況の中、学校現場ではいじめ・不登校等への対応が深刻化し、さまざまな障がいを抱える子どもや、国際化の進展で日本語指導など特別な支援を必要とする子どもも増えています。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されていますが、地方財政は苦しく、独自で少人数学級に取り組むにも課題が多くみられます。 子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育が受けられることが憲法の精神です。しかし、ＧＤＰに占める教育費の割合は、ＯＥＣＤ加盟国（28 カ国）の中では日本は最下位となっています。また、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国負担割合は２分の１から３分の１に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。 将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子ども達への教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、国においては、平成 26 年度政府予算編成において下記事項を実現するよう求めます。 記 １．少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、ＯＥＣＤ諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30 人以下学級とすること。 ２．教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

○　市町村議会で議決した意見書（平成25年６月議決分）

平成25年７月10日現在

市町村議会名	意見書の内容
盛　岡　市	【議決年月日】平成25年６月28日 【提　出　先】内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済財政政策担当大臣、衆議院議長、参議院議長 **【件　　　名】「地域経済を支える地方財政の充実・強化」を求める意見書** 岩手県における東日本大震災津波がもたらした甚大な被害は、沿岸部を中心に今なお爪痕深く、被災者の生活再建は始まっているものの、依然として厳しい状況が続いています。 こうした中、第183回国会で可決された平成25年度予算では、地方公務員賃金の削減を目的として8,500億円の地方交付税の削減が盛り込まれました。一方で、地方財政計画に地方交付税の削減額とほぼ同額が事業費として盛り込まれているものの、その一部（緊急防災・減災事業）は地方債によるものであり、単年度の地方交付税削減には変わりがなく、自治体財政の締め付けを強めるものとなっています。 これらの動きは、地方自治の本旨に反するばかりか、被災地の復旧復興はもちろん、地域経済の再生と地域公共サービスの水準確保の観点からも、深刻な影響を与えるものと懸念されます。 よって、国においては、地域経済を支える自治体財政の充実・強化を図るために、以下の項目を実現するよう求めます。 記 １．地域経済の再生のためにも、地方交付税を自治体の固有財源として確実に保障すること。 ２．その時々の政策達成を目的として、地方自治の根幹である財源や職員配置に介入することを止め、地方自治・住民主権確立のための法整備を行うこと。 ３．平成26年度の健全な地方財政の確立に向け、歳出・歳入を的確に見積もり、増大する地域の財政需要に見合うよう地方財政計画を拡大し、地方交付税の必要総額を確保すること。 ４．地域の防災・減災に必要な財源は通常の予算とは別枠で確保するとともに、地方交付税などの一般財源を地方債などの特定財源に振り替えることは厳に慎むこと。 ５．被災地の地方公務員給与のあり方については、職員の実情を踏まえたうえで当該自治体と十分に協議するとともに、県内及び全国からの応援職員の状況も考慮し、不足している職員の確保、育成に向けた新たな財政措置を講ずること。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年６月議決分）

平成 25 年７月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 25 年６月 27 日 【提　出　先】内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣 **【件　　　名】30 人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持と拡充及び教育予算の拡充を求める意見書** 平成 23 年度に義務標準法が改正され、小学校１学年の基礎定数化がはかられました。これは、30 年ぶりの学級編制標準の引き下げであり、今後、少人数学級の着実な実行が必要です。日本は、ＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級あたりの児童生徒数や教員一人あたりの児童生徒数が多く、きめ細やかな対応をするためには学級規模を引き下げることが必要です。平成 22 年に文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、回答者の約６割が小中学校の望ましい学級規模として、26 から 30 人を挙げており、このことから保護者も 30 人以下学級を望んでいることは明らかです。 また、子どもたちが全国どこに住んでいても均等に一定水準の教育を受けられることが憲法の精神です。しかし、教育予算については、ＧＤＰに占める教育費の割合はＯＥＣＤ加盟 28 カ国の中で最下位であり、また、国の三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国の負担割合は２分の１から３分の１に引き下げられ、これにより教育予算は地方自治体の財政を圧迫しています。地方自治体が教育費の財源を安定的に確保するためには、義務教育費の国庫負担制度を堅持し、さらに国の負担割合を３分の１から２分の１へ引き上げることが必要です。 将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材の育成から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。 よって、国及び政府関係機関においては、次の事項を実現するよう強く求めます。 １　少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、ＯＥＣＤ諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30 人以下学級を目指すこと。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を２分の１に復元すること。 ３　学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年６月議決分）

平成 25 年 7 月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 25 年６月 27 日 【提　出　先】内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣 **【件　　　名】風しんの流行に対する早急な対策及び予防接種費用の国庫負担を求める意見書** 現在、首都圏や関西地方を中心に風しんの流行が続いており、全数報告疾患となった平成 20 年以降、最も早いペースで患者の報告数が増えています。風しんに罹患したことがなく、予防接種を受けたこともない 20 代以上の人は多いため、さらに流行が拡大することが危惧されます。 また、最も心配なのは、女性が妊娠初期に風しんに罹患すると、風しんウイルスが胎児に感染し、白内障、先天性心疾患、難聴など先天性風しん症候群と総称される障がいを引き起こすおそれがあることです。 こうした現状に鑑み、国及び政府関係機関においては、次の事項を実現するよう強く求めます。 １　風しんの流行による先天性風しん症候群の発生を防止するため、国民への情報提供及び普及啓発に一層努めるとともに、妊娠を予定している女性や妊娠中の女性の家族など、特に定期予防接種の機会がなかった年齢層への必要な対策を早急に実施すること。 ２　風しんの流行を防止するために地方自治体の負担で独自に行われている予防接種費用の助成について、国の責任において確実な財政措置を講じるとともに、国庫負担による予防接種制度を創設すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年６月議決分）

平成 25 年７月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
久　慈　市	【議決年月日】平成 25 年６月 25 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣 **【件　　　名】少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の国の負担割合二分の一復元及び教育予算拡充を求める意見書** 義務標準法では、１学級あたりの定員を小学校一年生のみ 35 人としているが、岩手県では、本年度加配措置を活用しながら１学級の定員を小学校３年生まで拡大している。 社会状況等の変化により、学校は一人ひとりの子どもに対する、よりきめ細やかな対応が必要となっている。また、指導要領の本格実施によって、授業時数や指導内容が増加している。いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化する中、こうしたことの解決に向けて一人ひとりの子どもに丁寧な支援、対応を行うためには、１学級の規模を引き下げ、計画的な定数改善がぜひとも必要である。 子どもたちがどこに住んでいても、誰もが一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合が二分の一から三分の一に引き下げられ、地方自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大に見られるように教育条件格差も生じている。 将来を担い、社会基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要である。子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要がある観点から、下記の事項の実現について強く要望する。 記 １　小中学校における１学級あたりの定員を 30 人以下とすること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合を二分の一に復元すること。 ３　学校施設整備費、教材費や図書費、就学援助費や奨学金、学校や通学路の安全など、特にも被災地方自治体における教育予算が十分に確保できるよう、地方交付税を含め国の教育予算を拡充すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年６月議決分）

平成 25 年 7 月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 25 年６月 21 日 【提　出　先】岩手県知事 【件　　　名】岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書 本県の医療費助成制度の給付方法は償還払いです。制度の対象者は医療機関を受診した際に窓口でいったん法定の一部負担金を支払い、負担上限額を超えた分が後日払い戻されます。 一方の給付方法である現物給付は、医療機関窓口において負担上限額までの支払いで済み、東北では本県以外の全ての県で導入されています。全国でも現物給付を導入している都道府県が過半数となっています。 患者にとって現物給付のメリットは、負担上限額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要なことです。そのため安心して受診でき、傷病の早期発見・早期治療につなげることができます。また、償還を受けるために必要な医療費助成給付申請書の手続きが不要です。市町村にとっては、償還に係る事務作業や振込手数料が不要です。医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認とレセプトへの貼付が不要です。 以上の点から、岩手県におかれましては、県民の健康増進及び傷病の早期発見・早期治療による重症化防止のため、次の項目について速やかに実現されることを求めます。 記 １　県の医療費助成制度の給付方法を現物給付とすること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

○　市町村議会で議決した意見書（平成25年６月議決分）

平成25年7月10日現在

<table>
<tr><th>市町村議会名</th><th>意見書の内容</th></tr>
<tr><td>一　関　市</td><td>【議決年月日】平成25年６月21日
【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣
【件　　　名】医療費助成制度の現物給付導入にかかる交付金等の減額措置の撤廃を求める意見書

　岩手県の医療費助成制度の給付方法は償還払いです。
　一方の給付方法である現物給付は、医療機関窓口において負担上限額までの支払いで済み、東北では本県以外の全ての県で導入されています。全国でも現物給付を導入している都道府県が過半数となっています。
　患者にとって現物給付のメリットは、負担上限額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要なことです。そのため安心して受診でき、傷病の早期発見・早期治療につなげることができます。また、償還を受けるために必要な医療費助成給付申請書の手続きが不要です。市町村にとっては、償還に係る事務作業や振込手数料が不要です。医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認とレセプトへの貼付が不要です。
　しかし現物給付を導入すれば、ペナルティとして国からの交付金が減額されてしまいます。
　医療費助成制度は、重度心身障がい者、乳幼児及びひとり親家庭等の方々が安心して医療を受けられるようにするためには必要な制度です。
　以上の点から、国におかれましては、住民の健康増進と傷病の早期発見・早期治療による重症化防止のため、次の項目について早期に実現するよう求めます。

記
１　国は現物給付を導入している自治体に対する交付金等の減額措置を行わないこと。

　以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。</td></tr>
</table>

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年６月議決分）

平成 25 年７月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 25 年６月 21 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣 【件　　　名】原子力発電所事故に伴う適切な除染を求める意見書 　当市においては、福島第一原子力発電所事故に伴い、放射性物質の飛散被害を受け、現在においてもその対策に取り組んでいる。 　当市では、平成 24 年５月 24 日に「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づき「一関市除染実施計画」を策定した。 　現在、国で示している除染補助対象は、除染実施計画区域内で平均空間線量が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の地域並びに雨樋の下など局所的に空間線量が毎時 0.23 マイクロシーベルトを超える、いわゆるホットスポットとされている。 　しかし、このホットスポットは、除染実施計画区域外においても散見されているが、補助対象となっていないことから、除染を進める上で、費用負担の問題や市民に対し適切な説明が行われていない状況である。 　福島第一原子力発電所事故以前の良好な環境に戻すことが、原子力政策を推進してきた国の責務である。 　よって、空間線量が毎時 0.23 マイクロシーベルトを超過したホットスポットの除染についても、補助対象とするよう強く要望する。 　以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年６月議決分）

平成 25 年 7 月 10 日現在

<table>
<tr><th>市町村議会名</th><th>意見書の内容</th></tr>
<tr><td>一　関　市</td><td>【議決年月日】平成 25 年６月 21 日
【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、環境大臣
【件　　　名】原子力発電所事故被害によって失われた山野の機能回復に向けた総合的な対策を求める意見書

東日本大震災に伴う原子力発電所事故に起因する放射性物質の影響を受け、市民の楽しみであった春の山菜採り、秋のきのこ狩りの機会が奪われている。
山野の恵みを享受し生活する習慣は、次代へ継ぐべきライフスタイルであり、このまま出荷制限が長引けば習慣はすたれ、日本の田舎らしさ、岩手の魅力を著しく損なう結果となる。
また、産直、道の駅へ納品していた者は貴重な収入源を奪われ、店舗においても売り場に空きが目立ち、売り上げの低下も招いており、観光面でも大きな損失となっている。
現在、出荷制限解除の範囲は県ごと、市町村ごととされているが、産直、道の駅はこれまで安全、安心な農産品の販売所として生産者と消費者を結ぶ懸け橋となりブランド力を高めてきた。
個々の納入者、生産者が分かるトレーサビリティを備えた店舗においては出荷制限、解除区域も柔軟に対応すべきである。
よって国においては、原子力発電所事故被害により出荷制限となった山菜・野生きのこを一日でも早く市民が享受できるよう山野の機能回復へ向け、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

記
１　山菜、野生きのこの放射性物質による汚染のメカニズムを解明し、一刻も早く山野の機能を回復できるよう山野の除染方法を確立すること。
２　山菜、野生きのこの出荷制限解除については、安全に配慮しながらも田舎らしい生活習慣を守らなければならないとの認識に立ち、区域の見直しや、トレーサビリティを備えた店舗における柔軟な対応を行うなど早期に出荷を再開できるよう部分的、段階的な解除について検討すること。
３　山野の機能回復の間、野生の産品に代わる山菜、きのこなどの栽培の取り組みを支援すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。</td></tr>
</table>

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年６月議決分）

平成 25 年７月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 25 年６月 21 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣 **【件　　　名】原発に依存しない社会の構築と再生エネルギーの利用拡大を求める意見書** 福島第一原子力発電所事故を契機に、我が国のエネルギー政策は大きな転換を迫られている。 原発事故の被害を受け、今なお、解決の見通しが立たない当市としては、原発の運転再開には強く反対する。 全ての国民が不安を抱いた原発リスクから解放され、合わせて低廉で良質な電力が安定的に供給されることで安心して生活できるようにすることが、政府における使命であり、課題である。 その中でも、太陽光、風力、中小水力、地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーの拡大は、新しいエネルギー社会の構築に向けた柱である。 今後のエネルギー政策を構築するにあたって、次の事項を念頭に制度設計を行うことを要望する。 記 １　原発事故の検証が不十分であり、使用済み核燃料処理の不明確ななか、原発に依存しない社会を実現していくため、全ての原発の運転を行わないこと。 ２　国内の原発の新増設は行わないことはもとより、原発の海外への輸出を行わないこと。 ３　再生可能エネルギーの利用の飛躍的拡大を図るため、税制、補助金、規制緩和、技術革新、国民の意識啓発について、国は特段の配慮を行うこと。 ４　特に家庭・施設における太陽光、蓄電池、燃料電池は、分散型の新たなエネルギー社会の構築に向けた重要な電源要素として、その技術開発と普及に向け万全の支援を行うこと。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年６月議決分）

平成 25 年７月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 25 年６月 21 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣 **【件　　　名】国民皆保険を堅持し、医療提供体制の拡充を求める意見書** 　将来に向かって国民皆保険を堅持し、質の高い医療を安定的に提供していくことが求められています。 　市町村国保の財政状況は深刻化しており、財政安定化策が必要です。 　また、後期高齢者医療制度は、75 歳以下の年齢層と比べて保険料の上昇スピードが早いこと、75 歳以上の被用者が被用者保険に加入できない等の問題点があり、年齢で区別しない、国民の納得と信頼が得られる新たな医療保険制度への移行が求められています。 　よって、次の事項を含む施策を早急に実施をするよう強く要望します。 記 １　救急医療や、産婦人科、小児科、外科、精神科などの医療を担う地域の医師確保及び看護師確保対策に取り組むこと。 ２　医療と介護の推進、安心して暮らせる住宅の提供、在宅サービスの充実、配食や見守りなど生活援助サービスの促進などにより、在宅医療・介護の提供体制を整備すること。 ３　後期高齢者医療制度を廃止し、75 歳以上の高齢者も国民健康保険又は被用者保険に加入することとし、高齢者に係る国保の運営を都道府県が実施するよう制度改革を行うこと。 ４　高額医療費制度について、給付と負担のバランスを勘案しつつ、医療が長期にわたる患者の負担軽減を図ること。 ５　予防接種の充実、感染症対策、がん対策の充実に取り組むとともに、難病対策の法制化を含め、推進すること。 　以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年６月議決分）

平成 25 年 7 月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 25 年６月 21 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 **【件　　　名】農業の戸別所得補償について法制化を求める意見書** 農業の戸別所得補償については、平成 24 年に農業者戸別所得補償制度として、平成 25 年は経営所得安定対策として実施され、多くの農業者から好意的に受け入れられ、定着しています。 戸別所得補償を法制化し、安定したものとすることは、農業者の農業経営に対する予測可能性を高め、これまでの予算措置に基づく実施では必ずしも十分に実現することができなかった、先を見通した合理的な経営の安定化につながるものと考えます。 さらに、戸別所得補償をより恒久的な制度として安定化させることは、農業の持続可能性を高め、農業が有する多目的機能を発揮させることにも資するものです。 すなわち、地域における雇用を創出し、地域経済を活性化させ、また、環境の保全にも貢献するものであり、結果的に食料自給率の向上にもつながるものと考えます。 よって、農業の戸別所得補償について、法制化することにより、より安定した制度とするよう強く求めます。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年６月議決分）

平成 25 年７月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
陸前高田市	【議決年月日】平成 25 年６月 20 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】消費税の引上げに対し、慎重に対応することを求める意見書 政府は、平成 24 年２月 17 日に「社会保障・税一体改革大綱について」を閣議決定し、同年８月に成立した関連法案では、社会保障安定のための主たる財源を消費税とし、平成 27 年までに段階的に消費税率を 10 パーセントまで引き上げるとしております。 市内に甚大な被害をもたらした東日本大震災から２年が経過しましたが、本市は未だ復興の緒に就いたばかりであります。 仮設店舗ながらも再開した商店、新たな事業所の進出、養殖漁業の一部再開など、市内経済も回復の兆しを見せつつありますが、再開の見込みが立たない事業者も多く、市民の生活は依然厳しい状態が続いています。 このような中での消費税の引上げは、住宅の再建を目指している被災者や被災地域に暮らす者にとって大きな負担となり、地域経済の更なる冷え込みを招くことが懸念されます。 社会保障制度の充実は多くの国民が望むところであり、その財源確保は重要な課題ではありますが、一方で消費税の引上げは被災地の復興にも大きな影響を与えかねません。 社会保障制度改革のためには、国民の負担を増やすのではなく、まずは歳出の無駄を削減し、国民の所得向上のための経済運営に取り組むなど、国民の理解を得ることが重要であります。 以上のことから、下記事項について取り組まれるよう強く求めます。 記 １　消費税の引上げに対しては、経済状況等を総合的に勘案し、また、特にも被災地の現状に考慮し、慎重に対応すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年６月議決分）

平成 25 年 7 月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
陸前高田市	【議決年月日】平成 25 年６月 20 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣 **【件　　　名】公的年金２．５パーセント削減中止を求める意見書** 厚生労働省は「特例水準」を解消するとして、３年間で 2.5 パーセントの年金引き下げを行おうとしています。 平成 12 年当時、政府は高齢者の生活実態と経済への悪影響を考慮して、年金を据え置いたものであり、適切な措置であったと思います。 高齢者を取り巻く状況は、当時と比較してもますます厳しさを増しているにもかかわらず、「特例水準解消、2.5 パーセント削減」を強行することは、高齢者を守る立場からも、地域経済を活性する立場からも認めることはできません。 よって、公的年金の 2.5 パーセント削減の中止を強く求めます。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年６月議決分）

平成 25 年 7 月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
陸前高田市	【議決年月日】平成 25 年６月 20 日 【提　出　先】岩手県知事 **【件　　　名】岩手県の医療費助成制度において現物給付の導入を求める意見書** 岩手県の医療費助成制度の給付方法は償還払いであり、制度の対象者は医療機関を受診した際に、窓口で法定の一部負担金を支払い、負担上限額を超えた分が後日払い戻されます。 一方、現物給付は医療機関窓口において負担上限額までの支払いで済み、それ以上の支払いや医療費助成給付申請書の手続きが不要です。そのため、安心して受診でき、傷病の早期発見、早期治療につなげることができます。市町村にとっては、償還に係る事務作業や振込手数料、医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認やレセプトへの貼付が不要です。 東北では本県以外の全ての県で現物給付を導入しており、また全国でも過半数の都道府県が導入しております。 よって、県においては住民の健康増進及び傷病の早期発見、早期治療による重症化防止のため、下記の事項について強く求めます。 １　医療費助成制度において現物給付を導入すること。 ２　現物給付を導入した際、国庫負担金の減額を行わないよう国に働きかけること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年６月議決分）

平成 25 年７月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
二　戸　市	【議決年月日】平成 25 年６月 25 日 【提　出　先】内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、岩手県知事 【件　　　名】**安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書** 東日本大震災では、「医療崩壊」「介護崩壊」の実情が改めて明らかになり、その中で医師、看護師、介護職員など医療・福祉労働者の人手不足も浮き彫りになりました。 厚生労働省が 2011 年６月 17 日に出した「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについての通知（５局長通知）」では、「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤・交替制労働者等の勤務環境改善は、喫緊の課題」としています。安全・安心の医療・介護のためにも、看護師など夜勤・交替制労働者の増員と、労働環境の改善のために、法規制が必要です。 震災からの復興、地域医療再生のためにも、医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、国民の負担を減らすことが求められています。 医師・看護師・介護職員等の増員を実現し、安全でゆきとどいた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じられるよう、下記の事項について国、県に要望します。 １　看護師など夜勤交替制労働者の労働時間の短縮、時間外労働の削減、長時間夜勤の規制、勤務から勤務までの間隔を、疲労回復が十分に可能な時間に開けることなど、実効ある施策を講じること。 ２　医師・看護師・介護職員等などを、大幅に増やすこと。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年６月議決分）

平成 25 年７月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	【議決年月日】平成 25 年６月 24 日 【提　出　先】内閣総理大臣、外務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣 **【件　　　名】ＴＰＰ（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書** 安倍総理大臣は「聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になった」として、ＴＰＰ交渉への参加を正式に表明した。しかし、本年２月の日米首脳会談の共同声明では「全ての物品が交渉の対象とされる」とし、すでにＴＰＰ交渉参加国 11 カ国で合意されているＴＰＰの輪郭（アウトライン）では、「関税並びに物品・サービスの貿易及びその他の障壁を撤廃する」として、関税と非関税障壁の撤廃が原則であることが明記されている。 ＴＰＰ交渉参加国は年内に話し合いをまとめようとしている中、７月から仮にわが国が交渉に参加した場合、上記の原則に例外を設け、わが国の国益が守られるのか、大きな懸念は依然としてぬぐわれていない。 また、本市においては基幹産業である農業に与える影響が計り知れない状況にある。 このようなことから、農業や医療、食の安全をはじめ広範な分野で地域経済と国民生活に深刻な打撃を与えることが想定されるものの、どのような品目が関税撤廃の例外品目となるのか、また、どの分野にどのような影響があるかなど、国民に対する情報提供が極めて少なく、国民的議論が尽くされていない。 よって、ＴＰＰ交渉については慎重な対応及び下記の守るべき国益を断固として守るよう強く求める。 記 １　農産物における関税については、コメ、麦、牛肉、乳製品等の重要品目が、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。 ２　国民皆保険を守り、公的な医療給付範囲を維持すること。医療機関経営への営利企業参入、混合診療の全面解禁を許さないこと。公的薬価算定の仕組みを改悪しないこと。 ３　協定交渉する際には、「守り抜くべき国益」をどのように交渉の中で勝ちとるのか明確に国民に説明すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

○　市町村議会で議決した意見書（平成25年６月議決分）

平成25年７月10日現在

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	【議決年月日】平成25年６月24日 【提　出　先】岩手県知事 **【件　　　名】岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書** 岩手県の医療費助成制度の給付方法は償還払いであり、制度の対象者は医療機関を受診した際に窓口で一旦法定の一部負担金を支払い、負担上限額を超えた分が後日払い戻される。 一方の給付方法である現物給付は、医療機関窓口において負担上限額までの支払いで済み、東北では岩手県以外の全ての県で導入されており、全国でも現物給付を導入している都道府県が過半数となっている。 患者にとっての現物給付のメリットは、負担上限額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要であるため、安心して受診でき、傷病の早期発見・早期治療につなげることができる。また、償還を受けるために必要な医療費助成給付申請書の手続きが不要であり、市町村にとっては、償還に係る事務作業や振込手数料が不要となる。医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認とレセプトへの貼付けが不要となる。 以上のことから、岩手県においては、県民の健康増進及び傷病の早期発見、早期治療による重症化防止のため、次の項目について速やかに実現することを求める。 記 県の医療費助成制度について現物給付を導入すること。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

○　市町村議会で議決した意見書（平成25年６月議決分）

平成25年７月10日現在

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成25年６月24日 【提　出　先】岩手県知事 **【件　　　名】安全・安心の医療と介護実現のための夜勤改善及び大幅増員を求める意見書** 東日本大震災では、「医療崩壊」「介護崩壊」の実情が改めて明らかになり、その中で医師、看護師、介護職員など医療・福祉労働者の人手不足も浮き彫りになりました。 厚生労働省が平成23年６月17日に出した「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについての通知（５局長通知）」では、「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤・交替制労働者等の勤務環境改善は、喫緊の課題」としています。安全・安心の医療と介護実現のためにも、看護師など夜勤・交替制労働者の増員と労働環境の改善のために法規制が必要です。 震災からの復興、地域医療再生のためにも、医療及び社会保障予算を先進国並みに増やし、国民の負担を減らすことが求められています。 医師、看護師、介護職員等の増員を実現し、安全でゆきとどいた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じられるよう、下記の事項について強く要望いたします。 記 １　看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を、１日８時間、週32時間、勤務間隔12時間以上とし、労働環境を改善すること。 ２　医師・看護師・介護職員等などを大幅に増やすこと。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

○　市町村議会で議決した意見書（平成25年６月議決分）

平成25年７月10日現在

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成25年６月24日 【提　出　先】厚生労働大臣 **【件　　　名】公的年金2.5%の引き下げに反対する意見書** 　政府は、「特例水準」を解消するとして、３年間で 2.5%の年金引き下げを行おうとしています。 　2000年～2002年当時、政府は高齢者の生活実態と、経済への悪影響を考慮して、年金額を据え置いたものであり、適切な措置であったと思います。 　然るに、今回、高齢者を取り巻く状況は当時と比較しても、ますます厳しさを増しているにもかかわらず、「特例水準解消、2.5%削減」を強行することは、高齢者の生活を守る立場や、地域経済を活性化する立場からも認めることはできません。 　よって、以上の趣旨にかんがみ、公的年金の2.5%削減は行わないことを強く求めます。 　以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します

○　市町村議会で議決した意見書（平成25年６月議決分）

平成25年７月10日現在

市町村議会名	意見書の内容
葛　巻　町	【議決年月日】平成25年６月18日 【提　出　先】内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長 **【件　　名】「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書** 日本社会における労働環境の大きな変化の波は、働くことに困難を抱える人々を増大させ、社会問題となり、経済や雇用、産業や地方など様々な分野に格差を生じさせました。 働く機会が得られないことで、「ワーキングプア」、「ネットカフェ難民」、「偽装請負」など、新たな貧困と労働の商品化が広がっています。また、障害を抱える人々や社会とのつながりがつくれない若者など、働きたくても働けない人々の増大は、日本全体を覆う共通した地域課題です。 一方、ＮＰＯや協同組合、ボランティア団体など、様々な非営利団体は、地域の課題を地域住民自ら解決することをめざし事業を展開しています。このひとつである「協同労働の協同組合」は、「働くこと」を通じて、「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動を続けており、上記の社会問題解決の手段のひとつとして、大変注目を集めております。 また、東日本大震災の被災地での仕事おこしにおいても、この法律が復興の一翼を担えるものと確信しております。 しかし、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として介護保険事業などの事業者登録ができない、入札や契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があります。 既に欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されています。日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、10,000を超える団体がこの法制度化に賛同し、また、国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まりました。 雇用・労働の問題と地域活性化の問題は、不離一体です。だれもが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人のつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方を目指す協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くことや生きることに困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものです。 多くの市民や働く人たちが自ら事業法人をおこしやすい制度で、そこで働く者一人一人が社会保険制度の適用を受け、また、社会性、公益性、平等性を掲げる理念に立脚した「協同労働の協同組合法」の速やかなる制定を求めるものです。 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年６月議決分）

平成 25 年７月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
岩　手　町	【議決年月日】平成 25 年６月 13 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣 **【件　　　名】義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための、2014 年度政府予算に係る意見書** 子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、教育予算について、日本の GDP に占める教育費の割合は、OECD 加盟国（データのある 32 カ国）の中でほぼ最下位となっている。 また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は２分の１から３分の１に引き下げられた。これにより、厳しい地方自治体財政は大きく圧迫され、臨時的任用教職員の増大を招き、非正規雇用が常態化している今、学校間において教育条件格差が生じている。 さらに、政府は国家公務員の臨時特例減額措置に準じた地方公務員給与削減を地方自治体に要請しており、教職員の人材確保への支障と教育の機会均等・水準確保に多大な影響を与えかねない状況である。 将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であり、子どもや若者の学びを絶え間なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大へとつなげる必要がある。 こうした観点から、2014 年度政府予算編成において下記事項が実現されますよう、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。 記 １　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年６月議決分）

平成 25 年７月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
矢　巾　町	【議決年月日】平成 25 年６月 14 日 【提　出　先】内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長、県選出国会議員 **【件　　　名】少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度２分の１復元に関わる意見書** 2011 年度に義務教育標準法が改正されて、小学校１年生の基礎定数化が図られました。これは、30 年ぶりの学級編成標準の引き下げであり、少人数学級の推進に向け、ようやくスタートを切ることができました。改正された義務教育標準法の附則には、小学校の２年生から中学校３年生までの学級編成標準を順次改定することについて検討を行い、法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講じる際の必要な安定した財源の確保に努めることも明記されました。当面、35 人以下学級の着実な実行が重要ですが、将来的には、さらに引き下げる必要があります。 日本は、ＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多く、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数の在り方に関する国民からの意見募集」では、約６割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26 人～30 人をあげています。このように、保護者も 30 人以下学級を望んでいることは明らかであります。小中とも新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しました。このような状況の中、学校現場ではいじめ・不登校等への対応が深刻化し、さまざまな障がいを抱える子どもや、国際化の進展で日本語指導など特別な支援を必要とする子どもも増えています。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されていますが、地方財政は苦しく、独自で少人数学級に取り組むにも課題が多く見られます。 子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法の精神です。しかし、教育予算について、ＧＤＰに占める教育費公財政支出の割合は、ＯＥＣＤ加盟国の中で日本は最下位（「図表で見る教育(2012)」（ＯＥＣＤ））となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は２分の１から３分の１に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。 将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、雇用・就業の拡大につなげる必要があります。 こうした観点から、2014 年度政府の予算編成において下記事項の実現について、要望いたします。 記 １　少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、ＯＥＣＤ諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30 人以下学級とすること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

○　市町村議会で議決した意見書（平成25年６月議決分）

平成25年７月10日現在

市町村議会名	意見書の内容
矢　巾　町	【議決年月日】平成25年６月14日 【提　出　先】岩手県知事 【件　　　名】岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書 本県の医療費助成制度の給付方法は償還払いであります。制度の対象者は医療機関を受診した際に窓口で一旦法定の一部負担金を支払い、負担上限額を超えた分が後日払い戻されることとなっています。 一方の給付方法である現物給付は、医療機関窓口において負担上限額までの支払いで済み、東北では本県以外の全ての県で導入されております。全国でも現物給付を導入している都道府県が過半数となっております。 受給者にとって現物給付のメリットは、負担上限額分の費用を用意しておけば、それ以上の支払いが不要なことであります。そのため安心して受診できることから、疾病の早期発見・早期治療による重症化予防が期待できます。また、償還を受けるために必要な医療費助成給付申請書の手続きが不要となります。市町村にとっては、償還にかかる事務作業や振込手数料が不要となります。医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認とレセプトへの貼付が不要となり、事務的な負担が軽減されます。 しかしながら現行制度では、現物給付を導入すれば、ペナルティとして国からの国民健康保険に対する国庫負担金が削減されてしまいます。住民の健康のために患者負担を軽減している自治体に対してペナルティを課すことは言語道断と考えます。 以上の点から、県におかれましては、県民の健康増進、早期発見・早期治療による重症化防止のため、次の項目について早期実現を求めます。 記 １　県の医療費助成制度について現物給付を導入すること。 ２　現物給付導入の際に、国民健康保険に対する国庫負担金が減額される現行制度の見直しを国に要望すること。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年６月議決分）

平成 25 年７月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
西和賀町	【議決年月日】平成 25 年６月 14 日 【提　出　先】文部科学大臣、財務大臣 **【件　　　名】30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度堅持及び拡充、教育予算拡充を求める意見書** 平成23年度に義務標準法が改正され、小学校１年生の基礎定数化がはかられました。これは、30年ぶりの学級編成票標準に引き下げであり、少人数学級の推進に向けようやくスタートを切ることができました。 今回改正された義務標準法の附則には、小学校２年生から中学校３年生までの学級編成標準を順次改定することについて検討を行い、法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講ずる際に必要な安定した財源の確保に努めることも明記されました。今後、35人以下学級の着磁地な実行が重要です。 日本は、ＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっており、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、１学級の規模を引き下げる必要があります。 子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法の精神です。しかし、教育予算について、平成20年におけるＧＤＰに占める教育費公財政支出の割合は、ＯＥＣＤ諸国の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は２分の１から３分の１に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。 将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、平成26年度政府の予算編成において下記事項の実現を強く求めます。 １　少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、ＯＥＣＤ諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を２分の１に復元すること。 ３　学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年３月議決分）

平成 25 年４月 10 日現在

<table>
<tr><th>市町村議会名</th><th>意見書の内容</th></tr>
<tr><td>西和賀町</td><td>【議決年月日】平成 25 年６月 14 日
【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、経済産業大臣
【件　　　名】「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書

　日本社会における労働環境の大きな変化の波は、働くことに困難を抱える人々を増大させ、社会問題となり、経済や雇用、産業や地方など、様々な分野に格差を生じさせました。
　働く機会が得られないことで、「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「偽装請負」など、新たな貧困と労働の商品化が広がっています。また、障害を抱える人々や社会とのつながりがつくれない若者など、働きたくても働けない人々の増大は、日本全体を覆う共通した地域課題です。
　一方、ＮＰＯや協同組合、ボランティア団体など様々な非営利団体は、地域の課題を地域住民自ら解決することをめざし事業展開しています。このひとつである「協同労働の協同組合」は、「働くこと」を通じて、「人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動を続けており、上記の社会問題解決の手段の一つとして、大変注目を集めております。
　しかし、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があります。
　既に欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されています。日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、10,000 を超える団体がこの法制度化に賛成し、また、国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まりました。
　雇用・労働の問題と地域活性化の問題は不離一体です。だれもが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方を目指す協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものです。
　多くの市民・働く人たちが自ら事業法人をおこしやすい制度で、そこで働く者一人一人が社会保険制度の適用を受け、また、社会性・公益性・平等性をかかげる理念に立脚した、「協同労働の協同組合法」の速やかなる制定を求めるものです。

　以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。</td></tr>
</table>

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年６月議決分）

平成 25 年７月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
田野畑村	【議決年月日】平成 25 年６月 19 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣 【件　　　名】ＴＰＰ交渉への参加表明撤回に関する意見書 （趣旨） 環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定は、全品目の関税撤廃が原則であり、同協定への参加は農林水産業を含む地域経済・社会の崩壊を招くだけでなく、医療、保険、雇用、食品安全性、公共事業など我が国の基準・制度の変更など国のかたちを一変させるおそれがあることから、ＴＰＰ交渉参加表明を撤回し、国民の望む、安全・安心な食糧・エネルギー等の安定供給、持続可能な農林水産業の振興、地域経済、社会、雇用の安定、環境保全等に向けた施策を確立することを強く要望する。 （理由） 安倍内閣総理大臣は、７月にも日本のＴＰＰ参加のため交渉を行う予定でいる。先の総選挙で聖域なきＴＰＰ参加に反対を表明していた安倍内閣が聖域の確約も不透明ななかで交渉参加表明は国民的理解が得られにくい。 ＴＰＰは、例外なき関税撤廃を原則とし、完全な貿易自由化を目指す協定であり、医療、保険、食品安全性などあらゆる分野に関する国内の仕組み、基準の変更を強制するものであり、ＴＰＰが締結されれば、農林水産業をはじめ地域の経済、社会が崩壊するだけでなく、我々の暮らしが一変してしまうおそれがある。 仮にＴＰＰ交渉に参加し関税が撤廃された場合、農林水産省の試算では、農林水産物の生産額は４兆５千億円程度減少するとしている。食料自給率は 40 パーセントから 13 パーセントに低下し、雇用も 350 万人程度減少するとされ、我が国の農林水産業はもとより地域経済及び地域社会は、大きな打撃を受けることになると考えられる。 また、本県農業への影響も、農産物生産額全体の６割に相当する 1,469 億円が減少すると試算され、米や豚肉等の主要品目は、ほとんどが輸入品に置き換わると見込まれる。 ついては、次の事項について強く要望する。 記 １　ＴＰＰは、農林水産業を含む地域経済・社会の崩壊を招き、かつ医療、保険、雇用、食品安全性、公共事業など我が国の基準、制度の変更など国のかたちを一変させるおそれがあることから、ＴＰＰ交渉へは参加しないこと。 ２　国民が望む、安全・安心な食糧・エネルギー等の安定供給、持続可能な農林水産業の振興、地域経済、社会、雇用の安定、環境保全に向けた施策を確立すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年６月議決分）

平成 25 年７月 10 日現在

<table>
<tr><th>市町村議会名</th><th>意見書の内容</th></tr>
<tr><td>軽　米　町</td><td>【議決年月日】平成 25 年６月 21 日
【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣
【件　　　名】少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

35 人以下学級について、小学校１年生、２年生と続いてきた 35 人以下学級の拡充が予算措置されていません。
日本はＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約６割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26 人～30 人を挙げています。
このように、保護者も 30 人以下学級を望んでいることは明らかです。
社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある児童生徒への対応等も課題となっています。いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことの解決に向けて、計画的な定数改善が必要です。
子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、ＧＤＰに占める教育費の割合は、ＯＥＣＤ加盟国（データのある 31 ヵ国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は２分の１から３分の１に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。
将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。
こうした観点から、2014 年度政府の予算編成において下記事項の実現について、強く要望します。

記
１　少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、ＯＥＣＤ諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30 人以下学級とすること。
２　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を２分の１に復元すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。</td></tr>
</table>

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年６月議決分）

平成 25 年７月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
洋　野　町	【議決年月日】平成 25 年６月 11 日 【提　出　先】内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長 **【件　　　名】消費税増税に反対する意見書** 平成 23 年３月の東日本大震災の津波被害と原発事故による放射能被害から、２年余りが経過しています。 今年はまさに本格的な復興の年として「いのちを守り、大地と共に生きるふるさと」を理念とし、「安全」の確保、「暮らし」の再建、「なりわい」の再生の三本の柱からなる復興計画を着実に進捗させる年となっており、その実現のため、県内 33 市町村が一丸となり、復興を迅速に進めるための制度設計などを国に強く求め、復興への歩みの環境づくりを行なってきました。 政府がまず進めていかなければならないのは、「税制の抜本改革」及び「行財政改革」です。 国民の経済状況が改善されていない中での増税は、国民生活と経済活動に大きなマイナスの影響を与えかねないものであり、さらには、大きな痛手を受け、これから何とか立ち上がろうとしている被災地や被災者に対して、金銭的にも精神的にも大きな負担を課すものです。 よって、国においては、消費税の増税にあたっては、国内経済環境や震災からの復興状況を十分に考慮するとともに、抜本的税制改正議論等も含めた国民的議論を尽くす必要があると思われることから、現時点での消費税増税は行なわないよう強く要望します。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年６月議決分）

平成 25 年７月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
洋　野　町	【議決年月日】平成 25 年６月 11 日 【提　出　先】岩手県知事、岩手県副知事、岩手県総務部長、岩手県保健福祉部長 **【件　　　名】岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書** 現在、本県の各種医療費助成制度の給付方法は償還払い制度であることから当該助成制度の対象者は、医療機関を受診した際には一旦窓口で法定の一部負担金を支払い、助成対象額については後日支払いを受けるという仕組みになっています。 一方現物給付制度は、医療機関窓口において法定の一部負担金から助成対象額を差し引いた額の支払いで済む制度であり、東北では本県以外の全ての県で導入されており、さらには、全国でも現物給付制度を導入している都道府県は過半数という状況にあります。 現物給付のメリットは、受診者にとっては、より少ない受診費用で済むことから安心して受診でき、傷病の早期発見・早期治療にもつながることが考えられます。また、助成金の支払いを受けるための医療費助成給付申請といった煩わしい手続きも不要となります。さらには、市町村にとっては、助成金の支払いに係る事務作業が不要となりますし、医療機関にとっても、医療費助成給付申請書の確認といった作業などが不要となり事務の軽減が図られるなど、市町村や医療機関にとってもメリットがあるものと考えます。 以上の点から、岩手県におかれましては、県民の健康増進及び早期発見・早期治療による重症化防止のためにも、次の項目について速やかに実現されるよう求めます。 記 １　本県の各種医療費助成制度について現物給付を導入すること 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。